

「国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人国立国際医療研究センター
 監査室（契約監視委員会事務局）
 電話 03-5273-5304

令和5年度第2回国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約監視委員会が、令和5年12月13日（水）に開催されましたので、その審議概要について公表します。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」において、審議対象契約について点検・見直しの審議を行った。

令和5年度 第2回国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約監視委員会（概要）

開催日及び場所	令和5年12月13日（水） 研修センター地下1階レセプションルーム
委員（敬称略）	水嶋 利夫（外部委員） 谷垣 岳人（外部委員） 石井 孝宜（監事） 白羽 龍三（監事）
審議対象	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び改正版設置要綱に基づき策定された、国立国際医療研究センター契約監視委員会規程（平成22年12月9日規程第75号）第4条第1項第1号～第3号に該当し、令和5年4月1日～令和5年9月30日迄（以下「対象期間」という。）に契約を締結した案件を審議対象とした。</p> <p>（1）対象期間の調達において競争性のない随意契約であったもの【130件】 （2）公益法人等との契約で、再委託率が50%以上の随意契約【0件】 （3）対象期間の調達において一者応札・応募であったもの【107件】 上記107件のうち2年連続で一者応札・応募であったもの【3件】 （4）一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となったもの【4件】</p>
審議概要	<p>1. 委員会の進め方等について</p> <p>事務局より、本審議の進め方について、以下の審議方法によって進めたいとの説明が行われ、了承を得た。</p> <p>審議方法</p> <p>（1）各個別審議案件毎に、説明者（調達企画室）より概要説明 （2）委員からの意見・質問に対する担当部署からの回答を踏まえ審議</p>

2. 審議内容及び審議結果

(1) 対象期間の調達において競争性のない随意契約 **【130件】**

上記について説明を受け審議した案件は、以下のとおりであった

- ・緊急の必要により競争に付することができないもの 1件
- ・リース継続案件であり、競争にそぐわないもの 0件
- ・業務の継続性があり、競争にそぐわないもの 13件
- ・システム改修等であり、競争にそぐわないもの 48件
- ・契約の相手方が一者に定められているもの 14件
- ・変更契約であり競争にそぐわないもの 10件
- ・目的達成の為に特定の者からでなければ調達できないもの 38件
- ・競争に付することが不利と認められるもの 4件
- ・運搬又は保管させるため随意契約とせざるを得ないもの 1件
- ・外国での契約であるため随意契約とせざるを得ないもの 1件

以上130件については、審議の結果、随意契約としたことについては合理的な理由が認められるとの結果となった。

(2) 公益法人等との契約で、再委託率が50%以上の随意契約 **【0件】**

上記について説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。

・公益法人等との契約において再委託率が50%未満であることの確認はしっかり行われているのかとの確認があり、公益法人等であるか否かに関わらず、契約書において再委託率50%以上を禁止しており、契約の際に確認している旨の説明を行った。

(3) 対象期間の調達において一者応札・応募であったもの **【107件】**

上記107件のうち、2年連続で一者応札・応募になったもの **【3件】**

上記について説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。

・財源が診療収入（自己収入）の案件において、同じ業者が契約相手方となる案件が多く、改善方策について、さらに積極的に他業者等へのヒアリング等を行い、考えていく必要があるのではないかと意見があった。

(4) 一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となったもの **【4件】**

・上記について説明を受け審議した結果、特に意見等は無かった。

以上